

# 山口県

## 建築基準法取扱集

平成18年 3月15日 初版

平成29年10月 6日 更新

令和 元年 6月25日 更新

令和 元年 9月 2日 更新

(使用に際して)

この取扱集は、建築基準法における山口県(特定行政庁又は限定特定行政庁である市は除く)の考え方を示したものです。建築関係業務に携わる方々が建築計画を立案する場合などに御活用ください。

この取扱集にないものについては、以下の図書の最新版を参考にしてください。

- ・ 建築物の防火避難規定の解説

(編集：日本建築行政会議 発行：株式会社ぎょうせい)

- ・ 床面積の算定方法の解説

(監修：建設省住宅局建築指導課 編集・発行：(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築士会連合会)

- ・ 建築基準法質疑応答集 (全5巻)

(編集：国土交通省住宅局内建築基準法研究会 発行：第一法規株式会社)

- ・ 建築基準法質疑応答集 判例編 (全4巻)

(編集：国土交通省住宅局内建築基準法研究会 発行：第一法規株式会社)

- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書

(編集：一般財団法人 建築行政情報センター、一般財団法人 日本建築防災協会  
発行：全国官報販売協同組合)

- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針

(編集：日本建築行政会議、一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター  
発行：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター)

## 凡例

公開年度	番 号	関係法令
年度	総則—番号 防避—番号 設備—番号	関係する建築基準法、建築基準法施行令、県条例等の条文

題 名
-----

内 容
-----

関連告示	関連する建設省告示、国土交通省告示
参 考	関連する通達、例規、技術的助言、図書等

## 略語の明示例について

### 番号

- ・ 総則 . . . 総則関係規定
- ・ 防避 . . . 防火避難関係規定
- ・ 設備 . . . 設備関係規定

### 法令等

- ・ 建築基準法 . . . 法 法第〇〇条第〇項第〇号
- ・ 建築基準法施行令 . . . 令 令第〇〇条第〇項第〇号
- ・ 建築基準法施行規則 . . . 規則 規則第〇〇条第〇項第〇号
- ・ 建設省告示 . . . 建告 昭〇〇建告第〇〇〇〇号
- ・ 国土交通省告示 . . . 国告 平〇〇国告第〇〇〇〇号
- ・ 旧建設省通達 . . . 通達 昭〇〇通達第〇〇〇号
- ・ 旧建設省例規 . . . 例規 昭〇〇例規第〇〇〇号
- ・ 山口県建築基準法施行条例 . . . 県条例 県条例第〇〇条第〇項第〇号
- ・ 山口県建築基準法施行細則 . . . 県細則 県細則第〇〇条第〇項第〇号

### 書籍等

- ・ 建築基準法質疑応答集 . . . 質疑応答集 『質疑応答集』 P. 〇

公開年度	番 号	関係法令
令元	総則－ 1	法第 2 条第一号

農業用ビニールハウスの取扱い

農業用ビニールハウスで以下の全ての基準に適合するものについては、建築物として取り扱わないこととする。

- ・ 農作物、園芸物の生産専用のもの
- ・ 生産に従事する農業者のみが入り出すもの（季節的に短期間の収穫等で一般者が入り出す場合を含む）
- ・ 材質がビニール、又は硬質フィルム等の材料でロール状に巻き取ることができるなど、取り外しが容易なもので覆われたもの

関連告示	
参 考	昭和 3 7 年 9 月 2 5 日住指発第 8 6 号の「屋根を天幕、ビニル等でふいた建築物」

公開年度	番 号	関係法令
令元	総則－２	法第２条第一号

車両を利用した工作物の取扱い

バス、キャンピングカー及びトレーラーハウス等の車両を用いて住宅・事務所・店舗等として使用するものの法第２条第一号に係る取扱いについては、最新版の「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（編集 日本建築行政会議）」に記載のとおりとする。  
ただし、同一敷地内に永続的に設置する場合は、原則として建築物と取り扱う。

関連告示	
参 考	昭和６２年１２月１日建設省住指発第４１９号 平成９年３月３１日建設省住指発第１７０号

公開年度	番 号	関係法令
平 1 7	総則一 3	法第 2 条第三号、法第 2 7 条、法第 5 2 条、令第 1 0 9 条の 3 第一号、令第 1 1 2 条第 1 項から第 5 項、第 1 0 項及び第 1 7 項、令第 1 1 6 条、令第 1 2 6 条の 2 第 1 項第四号

ラック式倉庫の取扱い

ラック式倉庫については、以下に基づいて取り扱うものとする。なお、ラック式倉庫とは、物品の出し入れを搬送施設によって自動的に行い、通常、人の出入りが少ないものをいう。

第 1 階数の算定について

当該部分の階は 1 とする。

第 2 床面積の合計の算定について

1 法第 3 章（第 5 節を除く。）の規定を適用する場合の床面積の合計の算定については、当該部分の高さ 5 メートルごとに床があるものとして算定する。

2 前項以外の場合の当該部分の床面積の合計の算定については、当該部分の階数を 1 として算定する。

第 3 形態による構造制限

本建築物の構造は、当該部分の高さ及び床面積の合計（第 2 第 2 項の規定による。）に応じて、次の表による。ただし、軒高が 10 メートルをこえるもので、令第 1 0 9 条の 3 第 1 号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物とするものにあつては、当該部分の外周に配置される主要構造部である柱は、耐火構造としなければならない。

当該部分の床面積の合計（単位 平方メートル）					
1,500 以上	1,000 以上 1,500 未満	500 以上 1,000 未満	500 未満		
耐火建築物又は令第 109 条の 3 第 1 号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物			耐火建築物又は準耐火建築物	10 未満	当該部分の 高さ (単位 メートル)
				10 以上 15 未満	
				15 以上	

第 4 危険物を収納する場合の構造制限

令第 1 1 6 条の表に指定する数量以上の危険物を収納するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

第 5 防火区画について

1 令第 1 1 2 条の第 1 項から第 5 項までの適用にあつては同条第 1 項第一号に掲げる建築物の部分とする。

2 当該部分の高さ 15 メートルをこえるものにあつては、令第 1 1 2 条第 1 0 項の例により防火区画（たて穴区画）する。

3 当該用途部分の他の用途部分は、令第 1 1 2 条第 1 7 項の例により防火区画（異種用途区画）する。

第 6 開口部の防火措置について

外壁に設ける開口部については、法第 2 条第九号の 2 口に規定する防火設備を設ける。

第7 避難施設等について

- 1 当該部分には、原則として直通階段、避難階段、特別避難階段、非常用の照明装置、非常用の進入口及び非常用のエレベーターの設置は要しない。
- 2 排煙設備については、当該部分が令第126条の2第1項第四号又は平12建告第1436号第四号の規定に適合する場合は設置を要しない。

第8 構造計算のうち積載荷重について

- 1 当該部分の積載荷重は、積載物の種類及び各棚の充実率の実況に応じて計算する。
- 2 各棚の充実率は、応力及び外力の種類に応じて、次の表によることができる。

応力の種類	荷重及び外力について想定する状態	ラックの充実率 (単位 パーセント)	備考
長期の応力	常時	100	
短期の応力	積雪時	100	
	暴風時	80	建築物の転倒、柱の引抜等を検討する場合は50としなければならない。
	地震時	80	

第9 荷役運搬機械について

専ら荷役運搬の用に供する特殊な搬送施設は、法第2条第3号に該当する昇降機とはみなさない。

(注)

- (1) 令第109条の3第一号でいう外壁は、自立するのが原則であるから、鉄骨に耐火パネルを取り付ける場合は、外壁を支持する構造耐力上主要な柱には耐火被覆を行わなければならない。
- (2) 第2（床面積の合計の算定）の当該部分の床面積とは、ラック部分全体の床面積をさし、スタックークレーンの移動部分も含む。
- (3) 第5第3項の「当該部分」には、原則として作業床部分を含まない。すなわち、物品保管スペースと作業スペースがある場合には、原則として防火区画をしなければならない。

関連告示	
参 考	



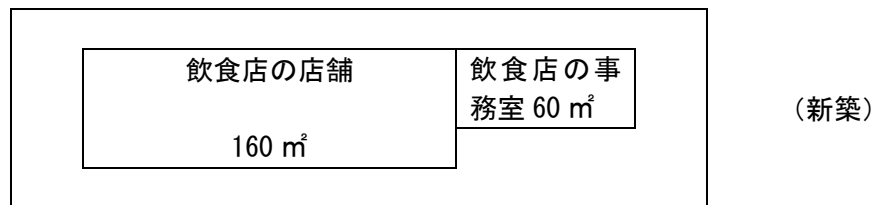
公開年度	番号	関係法令
平 17	総則-4	法第6条第1項

法第6条第1項各号の取扱い

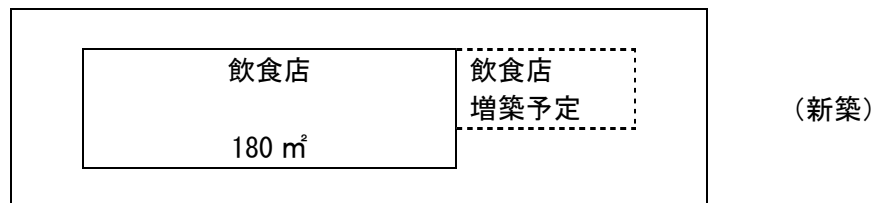
① 第一号の判別

- イ. 法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計」の算定は棟単位とする。
- ロ. 複合用途の建築物の場合は法別表第1(い)欄に掲げる各々の用途に供する部分の床面積の合計でイにより判別する。
- ハ. 増築の場合は、増築後のその棟(既設を含む。)について、イにより判別する。

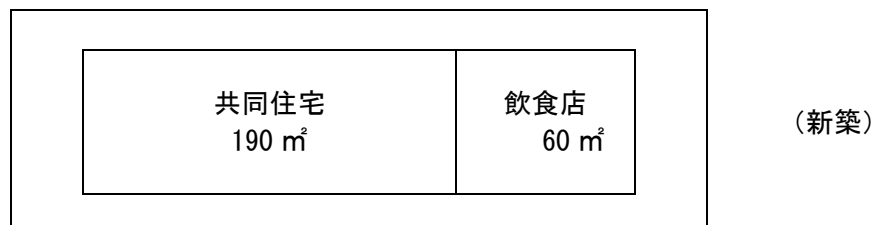
例—1 (い)欄のその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるので、第一号に該当する。



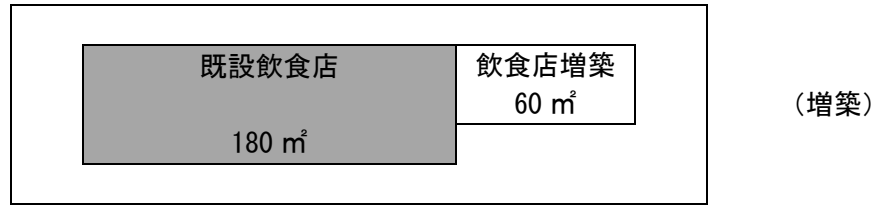
例—2 申請時に増築予定があっても(い)欄のその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えないので、第一号に該当しない。



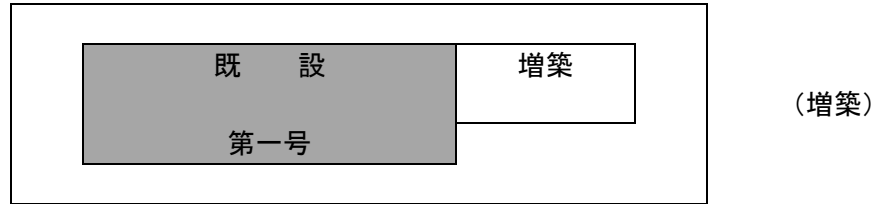
例—3 (い)欄のその用途に供する部分の各々の床面積の合計がそれぞれ200㎡を超えないので、第一号に該当しない。



例—4 飲食店の増築の申請によって(い)欄のその用途に供する部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるので、第一号に該当する。



例—5 既設第一号建築物への増築は、増築部分の用途にかかわらず、第一号に該当する。



② 第二号、第三号の判別

イ. 判別

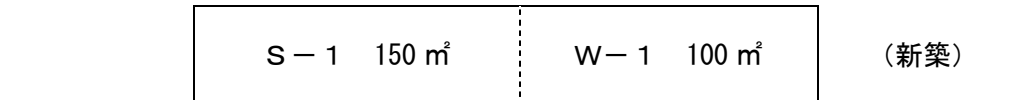
・第二号建築物は棟単位の構造、階数、延べ面積、建築物の高さ、及び軒の高さにより判別する。

・第三号建築物は棟単位の構造、階数、及び延べ面積により判別する

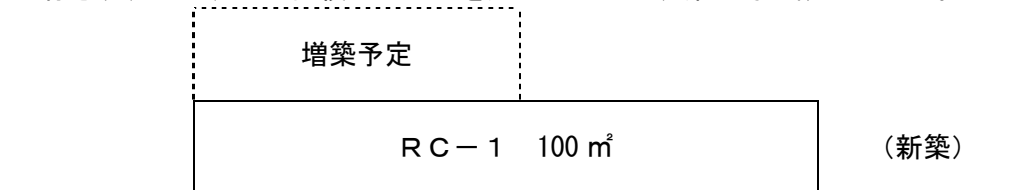
ロ. 増築の場合は、増築後のその棟（既設を含む。）について、イにより判別する。

ハ. 部分により構造を異にする1棟の建築物は木造以外の建築物とする。

例—6 一棟の建築物で木造と木造以外の構造の部分がある場合には、木造以外の建築物となり、イにより判別する。この場合は延べ面積が 200 m<sup>2</sup>を超えるので第三号に該当する。



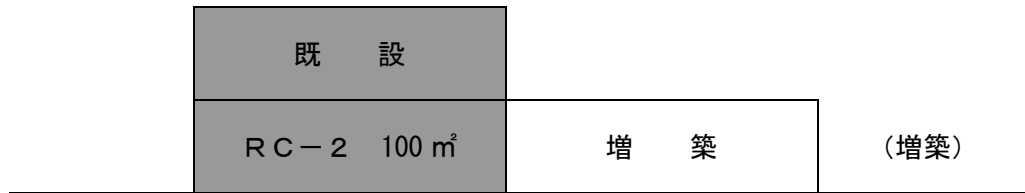
例—7 増築予定がある建物の申請については、申請部分について判別し、2以上の階数を有さず、かつ、延べ面積が 200 m<sup>2</sup>を超えないので、第三号に該当しない。



例—8 木造以外の建築物で、増築により2以上の階数を有することになるので、第三号に該当する。



例—9 既設第三号建築物への増築は、増築部分の構造、階数、及び面積にかかわらず、第三号に該当する。



③ 第四号の判別

第四号は第一号、第二号又は第三号のいずれにも該当しない建築物で、都市計画区域内の建築物（知事が都市計画地方審議会の意見を聞いて指定する区域を除く。）

関連告示	
参 考	昭和28年4月7日建設省住指発第423号

公開年度	番 号	関係法令
令元	総則－５	法第８７条

確認申請が必要な用途変更

例—１）用途変更後において、法別表第１（い）欄のその用途に供する部分の各々の床面積の合計がそれぞれ２００㎡を超えないため、確認申請は不要である。

事務所 360㎡	→	物販店舗 180㎡	飲食店 180㎡
-------------	---	--------------	-------------

例—２）用途変更後において、法別表第１（い）欄に供する部分（物販店舗）の床面積の合計が２００㎡を超えるため、確認申請が必要である。

事務所 360㎡	→	物販店舗 220㎡	飲食店 140㎡
-------------	---	--------------	-------------

例—３）用途変更後において、法別表第１（い）欄に供する部分（飲食店）の床面積の合計が２００㎡を超えるため、確認申請が必要である。

物販店舗 360㎡	→	飲食店 220㎡	住宅 140㎡
--------------	---	-------------	------------

例—４）用途変更する建築物の部分が法別表第１（い）欄に供する部分（物販店舗）であり、かつ、その部分の床面積の合計が２００㎡を超えるため、確認申請が必要である。

物販店舗 300㎡	事務所 300㎡	→	物販店舗 300㎡	物販店舗 300㎡
--------------	-------------	---	--------------	--------------

※確認申請が不要な場合にあっても、法に適合させる必要はある。

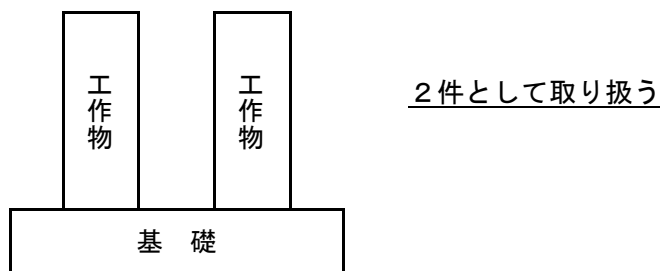
関連告示	
参 考	平成２８年３月３１日国住指第４７１８号「用途変更の円滑化について」

公開年度	番号	関係法令
平17	総則-6	法第88条第1項、令第138条第1項

工作物の確認件数の取扱い

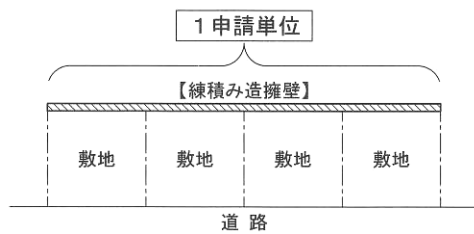
- ① 工作物については、構造上独立する各々をもつて、それぞれ1件とする。  
ただし、基礎のみの一体化は、「構造上独立する」とみなしそれぞれ1件とする。

例)

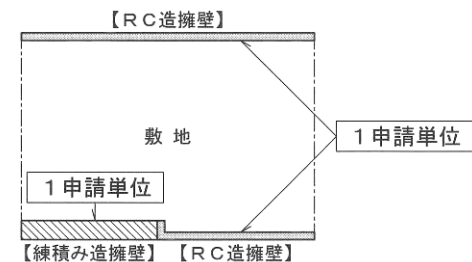


- ② 防球ネットの支柱等、単独で機能しないものについては、一群で1申請とする。  
③ 擁壁の取扱いは、構造種別ごとに1申請とする。

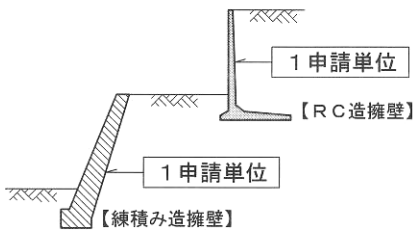
例)



《図-1 一団の土地ごとに申請》



《図-2 構造種別ごとに申請》



《図-3 構造種別ごとに申請》

関連告示	
参 考	建築基準法質疑応答集P667「工作物の確認申請手数料」

公開年度	番号	関係法令
平17	総則-7	令第2条第1項第二号

建築面積の算定方法

建築面積の算定方法

1. 建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号）  
建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その先端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。
2. 外気に十分開放された（開放されている部分の高さが、1.1m以上かつ天井の高さの1/2以上のもの。以下同じ。）廊下等の建築面積の算定方法

	立面	平面	算定方法
開放式廊下・バルコニー等	1 		はね出し廊下等の場合、はねだし縁その他これらに類するものと解し、先端から1m後退した部分を算入する。 $(a - 1m) \times b$
	2 		柱に囲まれているものと解し、全て算入する。 $a \times b$
	3 		柱の中心線から突き出た部分を、はねだし縁その他これらに類するものと解し、先端から1m後退した部分を算入する。 $[2(a - 1m) + b] \times c$
	4 		外壁に囲まれているものと解し、全て算入する。 $a \times b$
屋根・ひさし等	5 		屋根、ひさし等の先端から1m後退した部分を算入する。ただし、 $b < 1m$ の場合は、 $(b - 1m) = 0$ とする。 $2(a - 1m) \times [2(b - 1m) + c]$
	6 		5に準ずる。 $\pi \times (a - 1m)^2$

3. 外気に十分開放された階段の建築面積の算定方法

	立 面	平 面	算 定 方 法	
柱がある場合 1			柱に囲まれているものと解し、全て算入する。 $a \times b$	
はねだしの場合 2			はねだし縁その他これらに類するものと解し、階段の先端から1m後退した部分を算入する。 $(a - 1) \times b$	
壁がある場合	3			外壁で囲まれているものと解し、全て算入する。 $a \times b$
	4			3に準ずる。 $a \times b$
らせん階段の場合 5			踊場部分は外壁に囲まれるものと解し、全て算入する。らせん階段部分は、はねだし縁その他これらに類するものと解し、先端から1m後退した部分を算入する。 (斜線部分を算入する。)	
その他 6			外壁又はこれに代わる柱に囲まれているものと解し、全て算入する。 $a \times b$	

関連告示

参 考

公開年度	番 号	関係法令
平 1 7	総則－ 8	令第 2 条第 1 項第三号

床面積の算定等
---------

<p>床面積の算定等については、昭和 6 1 年 4 月 3 0 日建設省住指発第 1 1 5 号の「床面積の算定方法について」のとおりとする。</p> <p>なお、倉庫・工場等のひさし等の下で、屋内的用途に供する部分を確定することが困難な場合には、ひさし等の先端から水平距離 1 m 後退した線の内側の部分を当該部分とみなすことができる。</p>
--

関連告示	
参 考	昭和 6 1 年 4 月 3 0 日建設省住指発第 1 1 5 号の「床面積の算定方法について」



公開年度	番号	関係法令
平17	防避-1	法第26条、法第27条、旧法第61条、旧法第64条、令第109条の3、令第112条第1項

## 開放自動車車庫の取扱い

以下の「独立した自走式自動車車庫の取扱いについて」により取り扱う。

平成14年11月14日  
国土交通省住宅局建築指導課  
日本建築行政会議

### 独立した自走式自動車車庫の取扱いについて

平成10年6月12日法律第100号による改正前の建築基準法第38条に基づく認定の内容等を踏まえ、平成14年6月1日以降における独立した自走式自動車車庫の建築基準法における防火関係規定の取扱いを以下の通りといたします。

#### 1. 独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）の建築基準法における取扱いについて

独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）については、これまで建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づき、その防火上の安全性について個別に審査を行い、特殊の材料又は構法として建設大臣の認定を行ってきたところですが、今般、建築基準法（以下「法」という。）における防火関係規定の取扱いを以下の通りとします。なお、下記に示された規定以外のものについては、通常通りの取扱いとします。

#### 記

##### (1) 法第26条及び第27条、建築基準法施行令第109条の3について

法第2条第九号の三及び建築基準法施行令（以下「令」という。）第109条の3第二号に適合する準耐火建築物とすること（床面積150㎡以上の場合）。ただし、(2)の開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

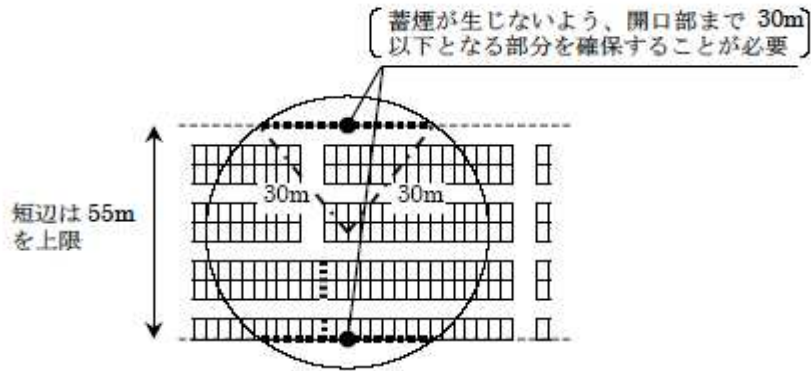
また、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部との間に50cm以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火塀（高さ1.5m以上）を設けること。ただし、1m以上の距離を確保した場合にはこの限りではない。

##### (2) 法第61条について

下記の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫については、法第61条第二号に該当するものとみなす。※1

- ① 各階における外周部の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放され、かつ、外周部の上部の常時外気に開放されている部分の面積が各階床面積の5%以上であること。
- ② 短辺の長さを55m以内とすること。

※1 旧法第61条第二号は、R元.6.26施行の改正により、令第136条の2第一号ロ及び第二号ロの基準によるR元国交省告示第194号第二第一項第二号イ及び第四第四号イに規定された。

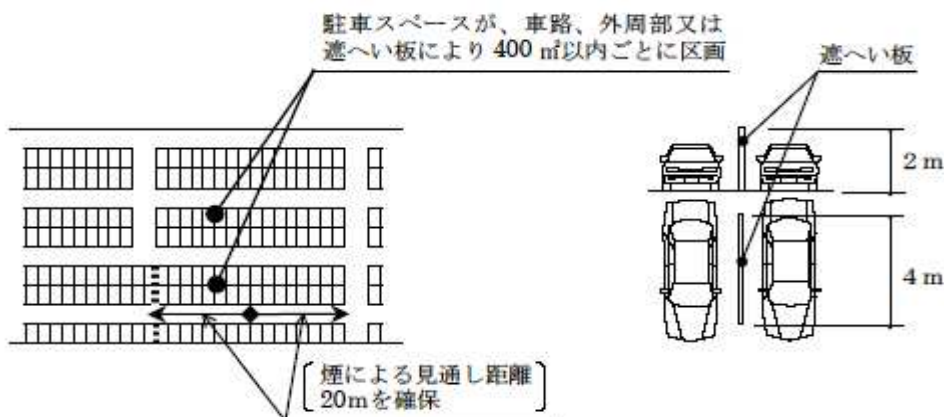


(3) 法第64条について ※2

開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

(4) 令112条第1項について

(2)の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫のうち、駐車スペースが、車路（幅 3.5m以上）、外周部又は準不燃材料で造られた遮へい板（幅 4 m以上、高さ 2 m以上）により 400 m<sup>2</sup>以内ごと（車路等の間隔は 40m以内）に区画され、かつ階高が 2.8m以下の場合には外周部に 50cm以上の準不燃材料で造られたスパンドレル、庇、垂れ壁等が設けられたものについては、令112条第1項第一号に該当するものとみなす。



2. 独立した3階建以上の自走式自動車車庫（3層4段以上）の建築基準法における取り扱いについて

独立した3階建以上の自走式自動車車庫（3層4段以上）については、法第27条の規定により耐火建築物とすることが要求されておりますが、上記に示した開放性を確保し防火上の措置を講じる場合には、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とします。その他の規定については、通常通りの取り扱いとします。

※2 旧法第64条は、R元.6.25 施行の改正により削除され、令第136条の2第三号イ及び第四号イに規定された。

駐車場の転落防止対策については、以下の「設計指針」により取り扱う。

### 駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針

#### 第1 総則

##### 一 目的

本指針は、建築物又は建築物の敷地に設ける多数の者の利用する駐車場(以下単に「駐車場」という。)において、通常考え得る程度の誤操作により、自動車が駐車場の外壁等を突き破り転落する事故を防止することを目的とする。

##### 二 適用範囲

本指針は、直下の地面からの高さが5.1m(多数の者の利用する道路、広場等に転落するおそれがある場合は2.1m)以上である駐車場その他の自動車が転落することにより重大な事故が生じるおそれのあるものに適用する。ただし、駐車場で操車を行わない機械式の駐車場においてはこの限りでない。

#### 第2 装置等の設計方法

##### 一 装置等の設置

自動車の衝突による衝撃力を処理することのできる装置等を駐車場の用に供する部分の外壁に面する側、車路に供する部分の屈曲部等誤操作による自動車の転落を有効に防止できる位置に設置すること。

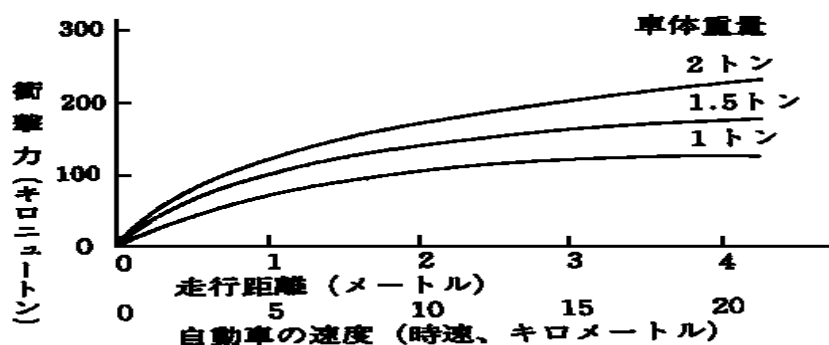
##### 二 装置等の構造の設計

装置等の構造の設計をするに当たっては、次の(1)に掲げる衝撃力等を用いて(2)又は(3)に定めるところにより安全を確かめること。ただし、実験により装置等が衝撃力を十分吸収できることが確かめられた場合においては、当該装置等を用いることができる。

(1) 装置等に作用する衝撃力等は、次に掲げる数値によること。

- 1) 衝撃力 …250 キロニュートン
- 2) 衝突位置 …床面からの高さ 60cm
- 3) 衝撃力の分布幅…自動車のバンパーの幅 160cm

ただし、これらの数値は、車体重量(積載荷重を含む。)2トンの自動車が装置等に時速 20kmで直角に衝突することを想定して算出しており(下図参照)、駐車場の設計条件、利用状況等に応じて、これらの数値以外の数値を用いて設計することが妥当な場合においては、これによることとする。



- (2) 部材の塑性変形等を考慮し、衝撃力を十分吸収できるようにすること。
- (3) 装置等を次に掲げる材料を用いて設計する場合にあっては、当該材料の許容応力度を通常の短期許容応力度の1.5倍まで割り増して許容応力度設計を行うこと。
- 1) 日本工業規格(以下「JIS」という。)G3101に定めるSS400及びSS490又はこれらと同等以上の品質を有する鋼材
  - 2) JIS G 3112に定めるSD295及びSD345又はこれらと同等以上の品質を有する棒鋼
  - 3) 設計基準強度が1mm<sup>2</sup>につき24キロニュートン以下の普通コンクリート
- 三 二次災害の防止
- 装置等の設計に当たっては、外壁仕上材との間隔を適切に確保する等の措置を行い、仕上材の落下等による二次災害の防止に配慮すること。

また、「独立した自走式自動車車庫の取扱いについて」によることが出来ない多層式自動車車庫の開口部については、以下により取り扱う。(多層式自動車車庫とは、2階以上に車庫がある場合をいい、平屋建ての屋上を利用する場合を除く。)

法第27条又は第61条の規定に基づき、耐火建築物、又は準耐火建築物としなければならない開放自動車車庫(外壁を有しない自動車車庫をいう。)の、延焼のおそれのある開放部は、「外壁の開口部」に相当するので、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けなければならない。

ただし、誘導車路その他専ら通行の用に供し通常車を駐留させない部分にあっては、この限りでない。

関連告示	
参 考	昭和48年2月28日住指発第110号、昭和61年9月1日住指発第185号、平成15年2月25日国住指発第8290号

公開年度	番 号	関係法令
平 1 7	防避- 2	法第 2 7 条、法第 3 5 条

集会場の取扱い
---------

集会場として取り扱うかどうかの判断が難しい場合は、以下のとおり取り扱う。

① 不特定多数が利用する建築物で、以下のものは集会場として取り扱う。

- イ. 舞台があるもの
- ロ. 舞台のない場合は、集会等の用に供する部分（倉庫、湯沸室等の附属室は含まない。）の床面積が200㎡以上であるもの

② 以下のものは、集会場として取り扱わない。

- イ. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ロ. 体育館（観覧席がなく、専らスポーツ施設の用に供するもの）

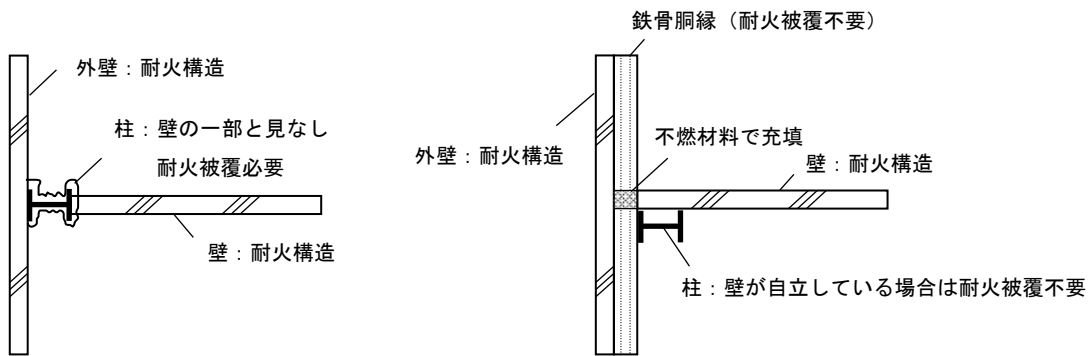
関連告示	
参 考	

公開年度	番 号	関係法令
平 1 7	防 避 - 3	法第 3 6 条、令第 1 1 2 条

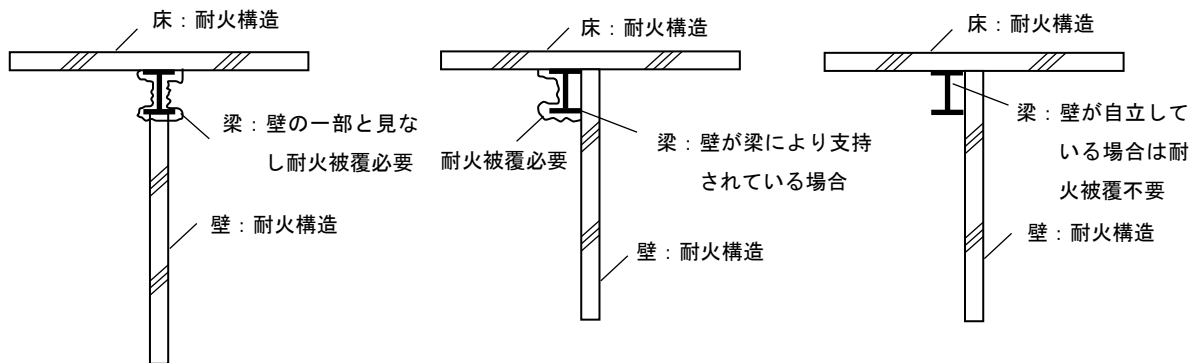
防火区画の取扱い

準耐火等の壁の防火区画（令第 1 1 2 条第 1 項、第 4 項、第 1 7 項関係）は原則として自立させること。

平 面



断 面



関連告示	
参 考	

公開年度	番 号	関係法令
平 1 7	防避 - 4	法第 4 3 条第 3 項、県条例第 2 0 条

長屋の各戸等の出入口と道路との関係の取扱い

県条例第 2 0 条ただし書に規定する主要な出入口は、玄関又は容易に出入りのできる掃き出し窓のいずれか 1 ヶ所として支障ない。

関連告示	
参 考	

公開年度	番 号	関係法令
平 1 7	設備 - 1	法第 3 1 条、令第 3 2 条、令第 3 5 条

合併処理浄化槽の取扱い

原則として、「浄化槽の設計・施工上の運用指針※（編集：国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議）」を適用する。

※最新版を適用とする

関連告示	昭和 5 5 年 7 月 1 4 日 建告第 1 2 9 2 号
参 考	平成 2 9 年 1 0 月 6 日 更新